

議案第49号

木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成19年木津川市条例第11号) の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）」が令和7年6月4日から施行され、国政選挙における選挙公営に要する経費に係る限度額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年木津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第6条 候補者は、選挙運動用ビラ1枚あたりの作成単価の限度額<u>8円38銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担）</p> <p>第6条 候補者は、選挙運動用ビラ1枚あたりの作成単価の限度額<u>7円73銭</u>に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金</p>

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価8円38銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に對し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加え

額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価7円73銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に對し支払う。

（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加え

た金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等（選挙区がないときは、選挙の行われる区域を通じて）におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

た金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区等（選挙区がないときは、選挙の行われる区域を通じて）におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。